

呉市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に準じ、呉市次期ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を令和 6 年 7 月 1 日に公表しました。

この度、PFI 法第 7 条及び 11 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定し、その客観的評価の結果について次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 7 日

呉市長 新原 芳明



---

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業  
特定事業の選定について

---

令和6年10月

呉市

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業 特定事業の選定について

目 次

---

第1章	事業概要	1
1	事業の目的	1
2	事業の内容	1
3	施設の概要及び規模	1
第2章	市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価	3
1	評価方法	3
2	市の財政負担見込額による定量的評価	3
3	DBO 方式で実施することの定性的評価	4
4	総合的評価	4

---

## 第1章 事業概要

### 1 事業の目的

現ごみ処理施設供用開始から21年が経過し、当該施設の老朽化への対応として、令和5年3月に呉市次期ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を整備する計画を策定し、令和12年度に本施設の稼働を予定している。

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である本施設の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design Build Operate）方式により実施する。

呉市（以下「本市」という。）は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社が本市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環社会形成推進交付金（環境省）等の対象事業として実施する予定である。

#### (2) 事業期間

ア 事業期間	: 事業契約締結日から令和32年3月31日まで
イ 設計・建設期間	: 事業契約締結日から令和12年3月31日まで
ウ 運営期間	: 令和12年4月1日から令和32年3月31日まで
（運営準備期間	: 事業契約締結日から令和12年3月31日まで）

### 3 施設の概要及び規模

#### (1) 事業用地

ア 所在地	広島県呉市広多賀谷3丁目8番6号
イ 敷地面積	約1.53ha
ウ 地域地区等	
（ア）都市計画区域	都市計画区域内
（イ）用途地域	工業専用区域
（ウ）防火地域指定	指定なし
（エ）高度地区指定	指定なし
（オ）建ぺい率	60%
（カ）容積率	200%
（キ）緑化率	工場立地法特例適用により法令上必要なし。適宜緑地を設けること。

(2) 施設の規模及び概要

施設の種類		概 要	
次期 ごみ 処理 施設	焼却施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
		処理能力	230 t/日（115 t/24h × 2 炉）
		処理対象物	可燃ごみ（処理残渣を含む）
	粗大ごみ 処理施設	処理設備	低速回転式破砕機、高速回転式破砕機
		処理能力	36 t/日を1日当たり5時間で処理
		選別設備	磁選機、アルミ選別機
		処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ

## 第2章 本市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

### 1 評価方法

- (1) 本市が本事業を直接実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
  - イ DBO 方式として実施することの定性的評価
  - ウ 上記による総合的評価
- (2) 本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 2 本市の財政負担見込額による定量的評価

#### (1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及び DBO 方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本市が直接実施する場合	DBO 方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥公共側管理費 ⑦リスク調整費	①設計・建設費 ②運営費 ③起債金利 ④施工監理費(建設モニタリング業務) ⑤発注支援費用(アドバイザリー業務) ⑥SPC 経費 ⑦公共側管理費
共通の条件	①事業期間：約 24 年 6 ヶ月 (設計・施工期間：約 4 年 6 ヶ月間、運営期間：20 年間) ②割引率：0.74%/年 ③物価変動率：見込まない	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金 交付要綱等に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	他事例の状況や事業者に対する見積徴収の結果を精査し設定した設計・建設費	同左
運営に関する事項	他事例の状況や事業者に対する見積徴収の結果を精査し設定した運営費	同左

#### (2) 本市の財政負担見込額の比較

(1) に示す前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担見込額を 100 とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100.0
DBO 方式で実施する場合	96.8

### 3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

#### (1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設的设计・施工、運営の各業務を一括して性能発注することにより、運転、維持管理の方針と整合した施設的设计・施工を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的な本事業の実施が期待できる。特に、運營業務については、長期間における整備計画の立案により、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考えられる。

#### (2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運營業務を長期的かつ包括的に委託することから、事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

#### (3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、市と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。

DBO方式では、本市が直接実施する場合に本市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施することとなる。この場合に事業者が負担するリスクは、事業者が本市よりも効果的かつ効率的に管理することが可能であり、事業者が有するリスクコントロール及びリスク回避のノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

### 4 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、3.2%の縮減を期待することができるとともに、良質な維持管理の実施や長期包括委託による効率化、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

担 当 課	: 呉市 環境部 環境政策課
住 所	: 〒737-8501 広島県呉市中央 4-1-6
T E L	: 0823-25-3383
電 子 メール	: <a href="mailto:kansei@city.kure.lg.jp">kansei@city.kure.lg.jp</a>
ホームページ	: <a href="https://www.city.kure.lg.jp/">https://www.city.kure.lg.jp/</a>

以 上